

第5次安堵町総合計画・第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

本町のまちづくりの指針である「第4次安堵町総合計画（以下「現計画」という。）」が、令和3年度に計画期間の最終年度を迎えることから、現計画の成果の検証を行ったうえで、「第5次安堵町総合計画（以下「次期計画」という。）」を策定する必要があります。また、本町では、本町の人口の現状を分析し、少子高齢化とそれと同時に急速に進行する人口減少の中、それを克服し将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示した「安堵町ひと・まち・しごと創生総合戦略」と「安堵町人口ビジョン」（ともに平成28年2月に策定・計画期限は平成31年度末まで）を2か年度延長し、現計画と同様に令和3年度を最終年度とすることで、次期計画と次期総合戦略を統合して、より効率的で実効性のあるまちづくりの指針とします。さらに、厳しい財政状況が続く中、次期計画の実現に向けた取組みを着実に実施するため、従来からの事業を根本から見直し、令和元年10月に策定した安堵町財政健全化計画を踏まえ、より最少の費用で最大の効果が得られるような計画とする必要があります。

次期計画の策定に当たっては、今後の社会・経済状況や本町の抱える様々な課題、現計画の成果を踏まえるとともに、幅広く住民の意見やニーズを採り入れる必要があります。今回は総合計画と総合戦略の統合を行うことから、従前にも増して多くの労力と専門的なデータ収集・分析・検討が必要となることから、次期計画の策定作業に係る業務について、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に次期計画の策定の支援を実施できる事業者の本策定業務の一部を委託します。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務の目的を理解し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称 第5次安堵町総合計画・第2期安堵町総合戦略策定支援業務

(2) 業務期間 契約の締結する日から令和4年3月31日まで

(3) 業務委託費上限額

①令和2年度 4, 158千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②令和3年度 2, 619千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

総業務委託費 6, 777千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

- (4) 業務内容 第5次安堵町総合計画・総合戦略策定支援業務仕様書のとおりとします。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、令和2年度・令和3年度における安堵町物品・役務関係の指名競争入札参加資格申請書を提出し、受理されたもので、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(6)に掲げる資格を有することを証するために、参加申請書(様式1)を提出しなければなりません。また、6に掲げる提出期限内に参加申請書等の提出をしない者は、本プロポーザルに参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 安堵町のほか国及び地方公共団体から入札参加指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去3年以内において、次の受注実績をいずれも有すること(※片方の受注実績だけでは参加できません。)

①地方公共団体の総合計画策定支援業務

②地方公共団体の人口ビジョン・総合戦略策定支援業務

4 配布資料

配布資料は以下のとおりで、安堵町公式ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 第5次安堵町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 第5次安堵町総合計画策定支援業務仕様書
- (3) 第4次安堵町総合計画
- (4) 第4次安堵町総合計画後期基本計画
- (5) 安堵町人口ビジョン
- (6) 安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (7) 安堵町教育大綱

5 プロポーザル実施スケジュール

実施要領の公表	令和2年5月25日（月） ※安堵町ホームページ上で公開
参加申請書等の提出期間	令和2年5月25日（月）～令和2年6月8日（月）
質問受付期間	令和2年6月9日（火）～令和2年6月12日（金）
企画提案書等の提出期間	令和2年6月15日（月）～令和2年6月30日（火）
選定委員会	令和2年7月上旬から8月上旬
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、審査を実施したすべての事業者に対して通知します。

※企画提案書等を提出した事業者の全てにプレゼンテーションを実施してもらうことが原則ですが、事業者が4社以上の場合は臨時の選定委員会を開催し、書類による審査を実施し、プレゼンテーションを行っていただく事業者3社を決定し、通知します。

6 参加申請書等の提出

- (1) 提出期限 令和2年6月8日（月）必着まで
- (2) 提出方法 新型コロナウイルス感染症対策のため郵送のみ
- (3) 提出先 安堵町総務部総合政策課
- (4) 提出書類 ※すべてA4サイズとします。

①参加申請書等提出書（様式第1号）

②安堵町物品・役務関係の指名競争入札参加資格申請受付票の写し

本年2月に実施した安堵町物品・役務関係の指名競争入札参加資格申請の受付の際に交付された受付票となります。ない場合は、同申請の際に提出された申請書（第1号様式のみ）控えの写しでもかまいません。

③事業者概要書（様式第2号）

会社の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付してください。

④関連業務実績調書（様式第3号）

公募公告日前3か年の間における、地方公共団体発注の総合計画策定支援業務及び地方版総合戦略策定支援業務の受注実績を記載してください。記載した実績の契約書の写しを添付してください。

※①②は1部、その他の書類は10部を提出してください。

7 質問の受付及び回答

質問をすることができるのは、参加申請書を提出し、受付された者のみとします。仕様書等に関して質問がある場合は以下の要領で質問書を提出してください。

(1) 提出期限 令和2年6月12日(金)午後5時

(2) 提出方法 質問書(様式第4号)による電子メールにより送信してください。また、確認のため送信後、送信した旨の電話連絡を行ってください。

提出先: sougouseisaku@town.ando.lg.jp

(3) 回答方法 質問への回答は、令和2年6月16日(火)までに、町ホームページ(<http://www.town.ando.nara.jp/>)に掲載します。ただし、本業務の受託候補者の認定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答、公表しない場合もあります。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和2年6月30日(火)必着まで

(2) 提出方法 新型コロナウイルス感染症対策のため郵送のみ

(3) 提出先 安堵町総務部総合政策課

(4) 提出書類 ※すべてA4サイズとします。

①企画提案書

仕様書に基づき、作成してください。企画提案書は10枚以内(表紙、目次を除く。両面印刷可。用紙は縦横自由としますが、文字は横書き、文字サイズは10ポイント以上とします。)とします。

②業務体制表

本業務における実施体制を示してください。

③業務工程表

仕様書においてスケジュールを示していますが、より効率的に進められるよう業務スケジュールを示してください。

④見積書及び積算内訳書

本委託業務に係るすべての経費を含んだ見積額を記載してください。また、令和2年度、令和3年度に分けた内訳書を添付してください。見積額に消費税及び地方消費税を含んでください。上限額を超えるものは失格となります。

※いずれも10部を提出してください。

9 企画提案の審査

審査は、企画提案書及びプレゼンテーション並びに見積書の内容について評価することで行うものとします。

- (1) 評価項目については、別表のとおりとします。
- (2) 審査は発注者の職員等で構成する選考委員会が実施する。構成員の所属、職及び氏名は非公表とします。
- (3) 提案者が1社であっても、評価は実施します。
- (4) プレゼンテーションの実施については、企画提案書等の提出後に実施するものとし、日程等は別途通知をします。
- (5) 企画提案書等を提出した事業者の全てにプレゼンテーションを実施してもらうことが原則ですが、事業者が4社以上の場合は臨時の選定委員会を開催し、書類による審査を実施し、プレゼンテーションを行っていただく事業者3社を決定し、通知します。
- (6) プレゼンテーションは、新型コロナウイルスの感染状況により、実施の中止又は実施方法が変更となる場合があります。

10 優先交渉権者の選定及び交渉

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施し、別表審査における評価項目を基に選考委員会において審査を行います。評価点の最も高い者を優先交渉権第1位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続きを行うものとします。
- (2) 評価点の最高得点者が複数となった場合はくじ引きを実施し、交渉権第1位の事業者を1者選定します。
- (3) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな交渉権者として手続きを行うものとします。
- (4) 評価点数の合計及び順位は、すべての提案事業者に文書で個別に通知するとともに、本町ホームページにおいて公表するものとします。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとします。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とします。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されているとき、町は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉権者に選定するものとします。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。

(5) その他、本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

1.2 契約締結等

優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとします。その際、優先交渉権者はあらためて見積書を提出するものとします。

1.3 その他の事項

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は辞退届（様式第5号）を担当課へ提出しなければなりません。
- (2) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、安堵町情報公開条例（平成15年3月26日条例第5号）に基づき、提出書類を開示する場合があります。
- (3) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはなりません。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、各参加者が負担するものとし、町はその経費を一切負担しません。

第5次安堵町総合計画・第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務
 プロポーザル評価基準

評価項目	評価内容
業務実績	本業務と同種業務に対する十分な実績を有しているか
実施体制	本業務を無理なく遂行できる人員が確保されており、進捗管理を含めた業務遂行のための組織体制が整っているか
担当者の経験や実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に活かすことができる知識、ノウハウ、経験、実績を有しているか ・専任性が確保されているか
業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における総合計画の今後のあり方や策定にあたっての視点など、基本的な考え方が示されているか ・本町の状況を把握したものとなっているか ・近年の社会経済情勢や今後の見通し等を踏まえた内容となっているか
基礎的調査等の実施	本町の現状、現計画の分析、今後の課題等の抽出、将来人口の推計等について具体的な手法や手順が示されているか
住民意識調査等運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が参加したいと思えるような、現実的で面白い企画となっているか ・住民意識調査等の手法等で工夫がなされているか
庁内組織・委員会の運営等	具体的な提案がなされているか。十分な運営支援が期待できるか
計画の取りまとめ	計画の構成、また、取りまとめに係る具体的な手法や手順が示されているか
独創性	提案内容が企画力に富んだものになっているか。また創意工夫が見られるか
資料作成能力	企画提案書の内容が分かりやすくまとめられているか。また、効果的な構成となっているか
業務計画	各工程において、適切な作業時間が確保されており、本業務を無理なく遂行できる現実的な工程となっているか
説得力	提案資料に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容に説得力があるか
取組み姿勢	本業務に対しての熱意や積極性が感じられるか
質疑	質疑応答に対して明確に回答できているか